移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

改　5.202　付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は
航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

改　5.208B*　137-138MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2690MHz及び21.4-22GHzの周波数帯は、決議第739(WRC-15、改)の規定を適用する。

改　5.211　付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

改　148-223MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
149.9-150.05	移動衛星（地球から宇宙）5.209　5.220	
…		
156.8375-161.9375 固定 移動（航空移動を除く。） 5.226	156.8375-161.9375 固定 移動 5.226	
161.9375-161.9625 固定 移動（航空移動を除く。） 海上移動衛星（地球から宇宙） 5.228AA 5.226	161.9375-161.9625 固定 移動 海上移動衛星（地球から宇宙）　5.228AA 5.226	
…		
161.9875-162.0125 固定 移動（航空移動を除く。） 海上移動衛星（地球から宇宙） 5.228AA 5.226　5.229	161.9875-162.0125 固定 移動 海上移動衛星（地球から宇宙）　5.228AA 5.226	
…		
162.0375-174 固定 移動（航空移動を除く。） 5.226　5.229	162.0375-174 固定 移動 5.226　5.230　5.231	
174-223 放送 5.235　5.237　5.243	174-216 放送 固定 移動 216-220 固定 海上移動 無線標定 5.241 5.242	174-223 固定 移動 放送 5.233　5.238　5.240　5.245

改　5.220　移動衛星業務による149.9-150.05MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯の使用は、第9.11A号に基づく調整を条件とする。

改　5.221　148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニュージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

削　5.222

削　5.223

削　5.224A

削　5.224B

追　5.228AA　海上移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9375-161.9625MHz及び161.9875-162.0125MHzの周波数帯の使用は、付録第18号に従って運用するシステムに限る。

削　5.232

削　5.234